

公立大学法人大分県立看護科学大学派遣職員給与規程

平成25年 7月 1日
規 程 第 103 号

この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則第2条第2項第3号により公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程の適用除外となっている大分県から派遣中の者（以下「派遣職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

第1条 派遣職員の給与は、大分県職員の給与支給の例により、公立大学法人大分県立看護科学大学が支給するものとする。

第2条 この規程に定めるもののほか、派遣職員の給与に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。